

6月1日（水）公布



平成 2 3 年 6 月  
内閣府（防災担当）  
法 務 省  
国 土 交 通 省

## 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

### 1 背景

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条第1項の特定非常災害として指定するとともに、当該災害に対して直ちに適用可能な措置（法第3条～第5条）について指定したところ（「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号））。

今般、上記政令について、以下の改正を行うこととする。

### 2 政令案の概要

#### （1）題名及び特定非常災害の名称変更（法第1条）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（原発事故含む）を「東日本大震災」と呼称することとされたことに合わせ、政令の題名及び特定非常災害の名称を変更する。

#### （2）適用すべき措置の追加

##### ① 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置（法第6条）

被災地区に住所等を有していた者が、今回の被災に起因する民事に関する紛争

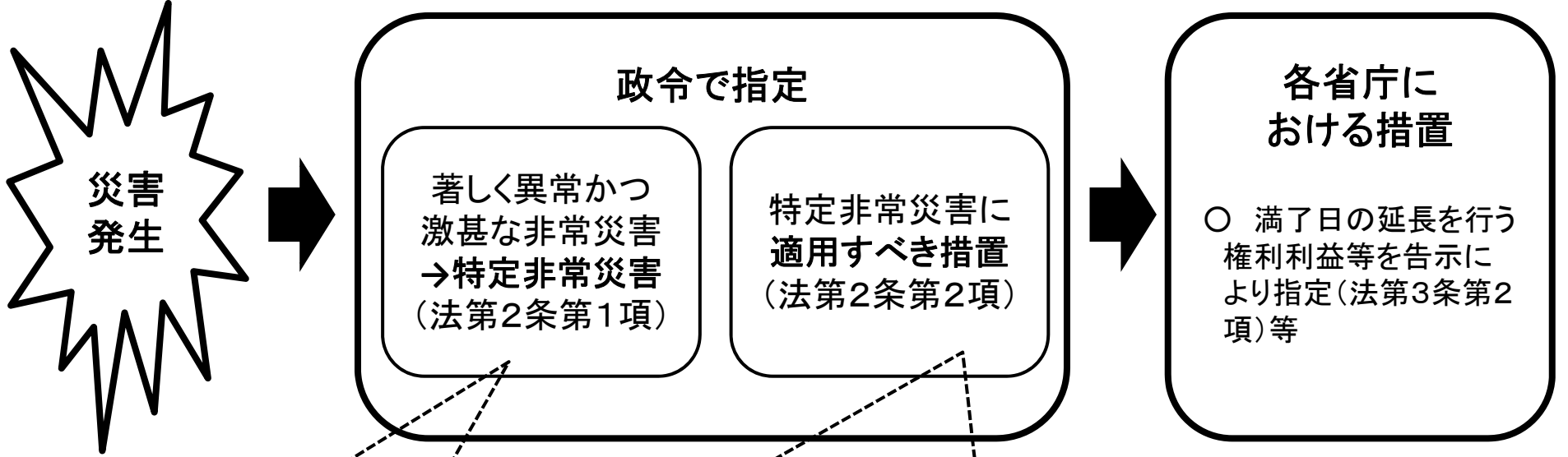
について、民事調停法による調停の申立てをする場合、申立手数料を不要とする措置を行う。

(期間：平成23年3月11日以降、平成26年2月28日までの申立て)

② 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置（法第7条）

建築基準法により建築後最長2年3月の存続が認められている応急仮設住宅について、特定行政庁の許可を受けることでさらに1年ごとの存続期間の延長を可能とする措置を行う。

# 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を 図るための特別措置に関する法律の概要



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ① 死者、行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

適用すべき措置の内容

- ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)  
例: 運転免許証(道路交通法第92条の2)
- ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)  
例: 薬局の休廃止等の届出義務(薬事法第10条)
- ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ④ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例(法第6条)
- ⑤ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例(法第7条)
- ⑥ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例(法第8条)

3月に適用済今回適用

政令第六十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

第一条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）」に、「同年三月十一日」を「同日」に改める。

第二条中「第五条」を「第七条」に改める。

本則に次の一条を加える。

(法第六条の政令で定める地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(東京都の区域を除く)とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令  
新旧対照条文

○ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （特定非常災害の指定）</p> <p>第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。</p> <p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（法第六条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、</p>	<p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （特定非常災害の指定）</p> <p>第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。</p> <p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p>

平成二十六年二月二十八日とする。